猿島公園管理要領

（総則）

第１条　猿島公園（以下「公園」」という。）の管理については、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、都市公園条例（昭和 34 年横須賀市条例第 18 号。以下「条例」という）及び都市公園条例施行規則（昭和 34 年横須賀市条例規則第 13 号。）に定めるもののほか、この要領の定めることころによる。

（立入禁止区域）

第２条　条例第８条第７号に規定する立入禁止区域は、別図のとおり柵の外、法面、及び立入禁止看板の設置している場所とする。

（管理棟休憩室の供用日及び供用時間）

第３条　供用日及び供用時間は次のとおりとする。

	供用日	供用時間
管理棟休憩室	３月１日～11 月 30 日	９時～16 時 30 分
	12 月１日～２月末日は土日祝日のみ	10 時～15 時 30 分

２　航路が欠航の場合は、使用できない。

３　航路が途中欠航等の場合は、この限りではない。

４　市長は、特に必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる。

（管理棟休憩室の専用申込み等）

第４条　管理棟休憩室を専用で使用する者は、使用日の 20 日前から３日前までに休憩室使用簿（別記様式）に必要事項を記入し、申し込まなければならない。

２　管理棟休憩室の専用は、３月１日から 11 月 30 日までは原則平日とする。

３　専用使用の申込みは先着順に受け付ける。

（禁止行為）

第５条　条例施行規則第 2 条の 2 第 3 号に規定するその他都市公園の管理上支障があると認められる行為は、公園内における次に掲げる行為とする。
ただし市長が理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 参加者を募って写真・映像等の撮影（撮影会）をすること。
(2) 多数の人員で公園の一部を占有し、被写体（人物等）を撮影すること。
(3) テントを設置すること。（ペグ等で地面に固定せず、かつ他の公園利用者の迷惑とならない場合は除く。）
(4) 他の公園利用者の迷惑となる音量を流すこと。
(5) 大音量を流すための音響機器（DJ ブース等）を設置・使用すること。
(6) 海水浴場指定区域以外で遊泳すること。

(7) 海水浴場の開設期間以外に水浴又は遊泳すること。
(8) 燃料（炭・ガス等）を使用するコンロ類又は燃料（炭・ガス等）の持ち込みをすること。
(9) 指定場所以外で喫煙すること。
(10) 管理棟２階のテラスを専用使用すること。
(11) 前条の申し込みを行なっていない者が管理棟休憩室の専用使用すること。
(12) 管理棟休憩室内で飲酒すること。
(13) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害すること。
(14) 展示物のき損又は移動等すること。
(15) その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

附則
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附則
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。